

2024年1月9日

各位

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
代表取締役社長 森中 哉也

「令和6年能登半島地震」の被災者の方々への特別取扱いについて

このたびの「令和6年能登半島地震」により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。被災地の皆さまの安全と被災地域の一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

T&D保険グループのT&Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：森中 哉也）では、このたび被災されたご契約者さまに対して、以下のお取扱いをさせていただくことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 契約者貸付（新規貸付）のお取扱い

新規の契約者貸付（新規貸付）の利率引き下げによる利息免除のお取扱いをいたします。

対象のご契約	災害救助法適用地域（※）に居住されている被災ご契約者をご加入の個人保険・個人年金保険契約（ただし、変額保険を除く）
金利	年利 0.0%
上記金利適用限度額	解約払戻金の一定割合以内
上記金利適用期間	2024年7月31日まで
受付期間	2024年1月9日から2024年3月31日まで

※「令和6年能登半島地震」に係る災害救助法の適用地域。

2. 入院給付金のお支払いに関する特別取扱い

当社では、約款規定に基づき、病院または診療所において医師による入院治療を受けられた場合に入院給付金をお支払いしておりますが、このたびの地震では、本来入院による治療が必要であったにもかかわらず、病院または診療所にご入院できないケースが想定されることから、入院給付金

のお支払いについて次のとおりお取扱いいたします。

(1) 直ちにご入院できなかった場合

地震により入院治療が必要なケガをされたものの、被災地等の事情により、直ちにご入院することができず、一定期間経過後にご入院された場合には、お客さまからお申出いただくことにより、ケガをされた日からご入院を開始されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

(2) 必要な入院治療が受けられなかった場合（ケガ、病気の場合を含む）

引き続き入院治療が必要であったにもかかわらず、被災地等の事情により、当初の予定より早く退院し自宅・避難所等で療養された場合には、本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことにより、当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

(3) 医療施設にご入院できなかった場合（ケガ、病気の場合を含む）

入院治療が必要であったにもかかわらず、被災地等の事情により、入院できず自宅・避難所または臨時施設等で療養された場合には、本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことにより、当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

3. 災害関係保険金等の全額お支払い

「令和 6 年能登半島地震」により被災されたお客さまのご契約については、地震による免責条項等は適用せず、災害関係保険金・給付金を全額お支払いいたします。

（災害関係特約については、約款上に地震等による災害死亡保険金、災害入院給付金を削減または支払わない場合があるとの規定がありますが、今回はこの規定を適用いたしません。）

4. 保険料払込猶予期間の延長

被災により保険料のお払込みが困難な場合、お客様さまからのお申出により、保険料のお払込みを猶予する期間を最長 6 ヶ月間延長いたします。

5. 保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払い

お申出により、お手続きに必要な書類を一部省略するなどにより、簡易迅速なお取扱いをいたします。

以 上

<お問合せ先>

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 お客様サービスセンター

受付時間 9:00~17:00 ※土・日・祝日等を除く

金融機関・来店型保険ショップ等を通じてご加入のお客さま

フリーダイヤル 0120-302-572

旧営業支社を通じてご加入のお客さま

フリーダイヤル 0120-301-396